

入会金及び会費等に関する規程

(公社) 岩手県トラック協会

平成24年4月

平成28年5月24日一部改正

(目的)

- 1 この規程は、定款第8条の規定に基づき、この法人（以下「本協会」という。）の入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

(入会金)

- 2 本協会に入会する際に納付する入会金を次の通りとする。

(1) 正会員

- | | | |
|------------|------|----------|
| ① トラック運送事業 | 1 会員 | 50,000 円 |
| ② 霊柩事業 | 1 会員 | 25,000 円 |

- (2) 特別会員には適用しない。

(会費)

- 3 会費は次の通りとする。

(1) 正会員－トラック運送事業

- | | | | |
|------------------|------|------|---------|
| ① 平等割 | 1 会員 | 1 カ月 | 2,500 円 |
| ② 車両割 | | | |
| 普通車（最大積載量 2t 超） | 1 台 | 1 カ月 | 250 円 |
| 小型車（最大積載量 2t 以下） | 1 台 | 1 カ月 | 150 円 |

(2) 正会員－霊柩事業

- | | | | |
|-------|------|------|-----------------|
| ① 平等割 | 1 会員 | 1 カ月 | 1,500 円 |
| ② 車両割 | | | トラック運送事業と同額とする。 |

- (3) 特別会員には適用しない。

(会費の用途)

- 4 入会金及び会費は、原則として毎事業年度における合計額を法人会計と収益事業等会計で使用する。なお、理事会の承認により公益事業会計で使用することが出来る。

(納入方法)

- 5 原則として上記会費の当該月分を、毎月末日までに納入する。

(その他)

- 既納の入会金、会費は返還しないものとする。
- 車両の増減が生じた場合、会員は速やかに本協会に報告するものとし、報告の翌月分から請求額に反映させる。なお、報告日から遡っての請求の減額等は行わない。